

2015年 第6期川棚町  
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

---

(平成27～29年度)

平成27年3月

川 棚 町

# はじめに

---

わが国は、平成25年に高齢化率が25.1%となり、4人に1人が高齢者となっています。75歳以上人口の総人口に占める割合も12.3%で、8人に1人が75歳以上となっています。さらに、平成37年には、すべての団塊の世代が75歳以上となり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、要支援・要介護認定者や認知症高齢者等も大幅に増加することが予想されています。

国ではこのような高齢社会に対応するため、第6期以降の介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」と位置づけ、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向けて、市町村が主体となった地域包括ケアの取り組みをより一層充実・強化することを求めています。

本町においても平成25年に25.7%と全国の高齢化率を上回っており、確実に高齢化は進んでいます。今後さらに介護保険サービスの充実や高齢者自身の主体的な健康づくりの促進など、高齢者が住み慣れた地域で安全で安心して暮らしていけるための取り組みを総合的かつ一体的に進めていくことが重要と考えます。

本計画は、これまでの計画の考え方を継承し、医療や介護が必要になっても、高齢者一人ひとりの状態に応じて、地域の様々な支援やサービスが活用できるよう、第5期計画に引き続き「共に支え合い いきいきとすこやかに暮らせるまち 川棚」を基本理念として策定しました。

今後は、この計画に基づき、これまで以上に関係機関、町民のみなさまとの緊密な連携・協働のもと、各種諸施策を総合的に進めてまいりますので、一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、長期間にわたり精力的にご審議いただいた川棚町介護保険運営協議会委員の皆様をはじめ、各方面から貴重なご意見をお寄せいただきました町民の皆様には心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

川棚町長 **山口 文夫**

---

# も く じ

---

<b>第 1 章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画の基本的な考え方 .....	1
2 介護保険制度の経緯 .....	2
3 計画の位置づけ .....	3
4 計画の策定体制 .....	4
<b>第 2 章 川棚町における高齢者等の現状</b> .....	<b>5</b>
1 高齢者の状況 .....	5
2 介護保険事業の状況 .....	9
<b>第 3 章 計画の基本方針</b> .....	<b>12</b>
1 基本理念 .....	12
2 日常生活圏域の設定 .....	12
3 平成 37 年度までの将来推計 .....	13
4 事業の体系 .....	15
<b>第 4 章 高齢者福祉施策</b> .....	<b>18</b>
1 基盤整備 .....	18
2 地域生活支援の推進 .....	19
3 安全・安心の暮らしづくり .....	20
4 社会参加・生きがいつくり .....	23
<b>第 5 章 地域支援事業</b> .....	<b>25</b>
1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業 .....	25
2 包括的支援事業 .....	33
3 任意事業 .....	36
<b>第 6 章 介護保険サービス</b> .....	<b>40</b>
1 居宅（介護予防）サービス等 .....	40
2 地域密着型サービス .....	45
3 施設サービス .....	47

<b>第7章 介護保険事業にかかる費用と保険料</b> .....	<b>48</b>
1 事業費算出の流れ.....	48
2 事業費の見込み.....	49
3 所得段階別加入者数.....	52
4 第1号被保険者介護保険料基準額.....	53
<b>第8章 計画の進行管理等</b> .....	<b>55</b>
1 計画の進行管理.....	55
2 サービスの質の向上と適正化.....	55
<b>資料編</b> .....	<b>57</b>
介護保険運営協議会 委員名簿.....	57
用語解説.....	58
中・長期計画.....	61



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画の基本的な考え方

急速な高齢化が進むわが国では、全国の高齢化率が25.1%（平成25年10月現在）と、既に超高齢社会を迎えており、加えて、2025年（平成37年）にはいわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、介護サービスに対するニーズは今後さらに増加していくと予想されています。

一方で、介護保険制度が開始されてから14年以上が経過し、この間、地域包括支援センターの整備といった地域による介護の充実や介護予防重視型のシステムへの転換など、本格的な超高齢社会の到来に備えた取り組みが行われてきました。しかし、介護保険料の高騰、介護従事者の不足、高齢者世帯の買い物や見守り等の制度だけでは対応しきれない日常生活の支援のあり方など、課題も多く残されています。

こうした中、超高齢社会に対応する社会保障を設計するため、社会保障と税の一体改革が行われています。その中で、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療・介護総合確保推進法）が成立し、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することが打ち出されました。同法における介護分野では、

- ①在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化
- ②特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者（要介護3以上）を支える機能に重点化
- ③一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げ

などが定められました。特に地域支援事業の充実（介護予防・日常生活支援総合事業の本格的な実施等）に代表されるように、市町村は今後より一層大きな役割が求められることとなります。

以上のような動向を踏まえ、川棚町では、高齢者を取り巻く現状や今後の高齢化への対策をより一層推進するとともに、高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、「2015年第6期川棚町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

## 2 介護保険制度の経緯

### 第1期 (平成12年度～平成14年度)

- ・ 「サービスを（1割の利用負担で）利用」の始まり
- ・ ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイの利用増加＋多様なサービスの実施

### 第2期 (平成15年度～平成17年度)

- ・ 施設入所の適正化を図る
- ・ 要支援、要介護1の軽度者が増加
- ・ ケアマネジャー等の資質向上など、在宅介護力の強化を図る

### 第3期 (平成18年度～平成20年度)

- ・ 介護予防システムの構築（要支援1・2区分、予防給付、地域支援事業の創設）
- ・ 高齢者の尊厳を考えたケアの確立
- ・ 地域密着型サービスの創設
- ・ 「量」から「質」へ「施設」から「在宅」へ 市町村主体の地域福祉力による地域ケアの視点を重視
- ・ 要支援予備群の要支援（介護）化ならびに要支援者の要介護化を予防するさまざまな施策のもと、その効果を考慮して適正な保険料を算出

### 第4期 (平成21年度～平成23年度)

- ・ 特定高齢者対策や介護予防、健康づくりの推進
- ・ 介護給付の適正化（要介護認定やケアマネジメント等の適正化）
- ・ 介護サービス事業者に対する制度内容の周知、助言及び指導、監督等の適切な実施
- ・ 介護サービス従事者の処遇改善への対応（介護報酬のプラス改定）
- ・ 地域包括支援センターを核とした地域福祉との連携
- ・ 介護療養病床廃止に向けた取り組み（平成23年度末までに廃止）

### 第5期 (平成24年度～平成26年度)

- ・ 医療、介護、予防、生活支援、住まいが連携した包括的な支援（地域包括ケア）を推進
- ・ 24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設
- ・ 保険者の判断で予防給付と生活支援サービスの総合的な実施（介護予防・日常生活支援総合事業）
- ・ 介護療養病床の廃止期限を猶予（平成30年3月末までに延期）

### 第6期 (平成27年度～平成29年度)

- ・ 地域包括ケアの更なる推進
- ・ 介護予防給付の訪問介護・通所介護を地域支援事業に移行
- ・ 「在宅医療」と「介護サービス」の連携強化（在宅生活を維持していくための医療・介護が連携したサポート）
- ・ 一定以上の所得がある利用者の自己負担割合を2割へ引き上げ
- ・ 特別養護老人ホーム入所基準の厳格化（原則として要介護3以上に）

### 3 計画の位置づけ

#### (1) 法令の根拠

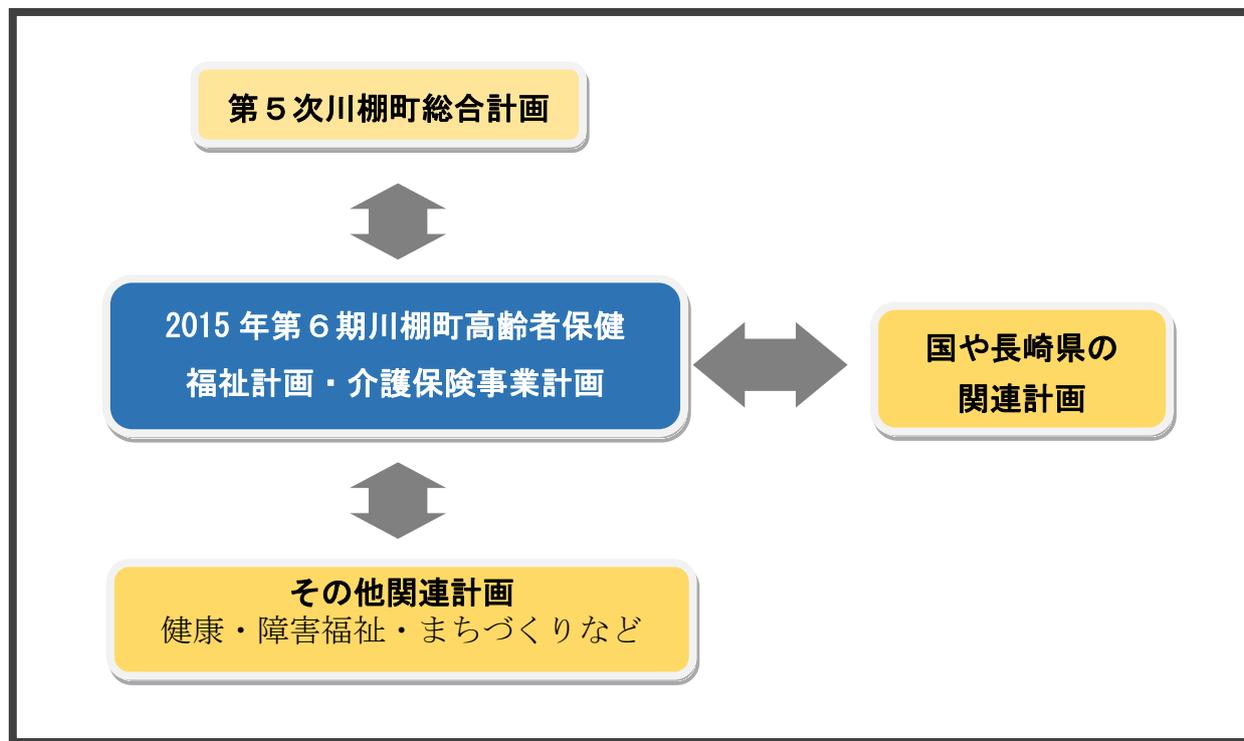
「市町村老人福祉計画（高齢者福祉計画）」は、介護保険の給付対象及び給付対象外の老人福祉事業を含めた地域における高齢者福祉全般にかかる計画として位置づけられています。

一方、「市町村介護保険事業計画」は、厚生労働大臣の定める基本方針に即して、保険者である当該市町村が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものです。

両計画は法的根拠、計画の性格は一部異なりますが、高齢者施策を推進していくという方向性は同じであるため、一体のものとして策定することが義務づけられています。

#### (2) 関連計画との関係

「2015年第6期川棚町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、国及び長崎県の関連計画を踏まえ、第5次川棚町総合計画を上位計画として、健康・障害福祉・まちづくりなどの他の関連計画との整合性・連携を図る必要があります。



### (3) 計画の期間

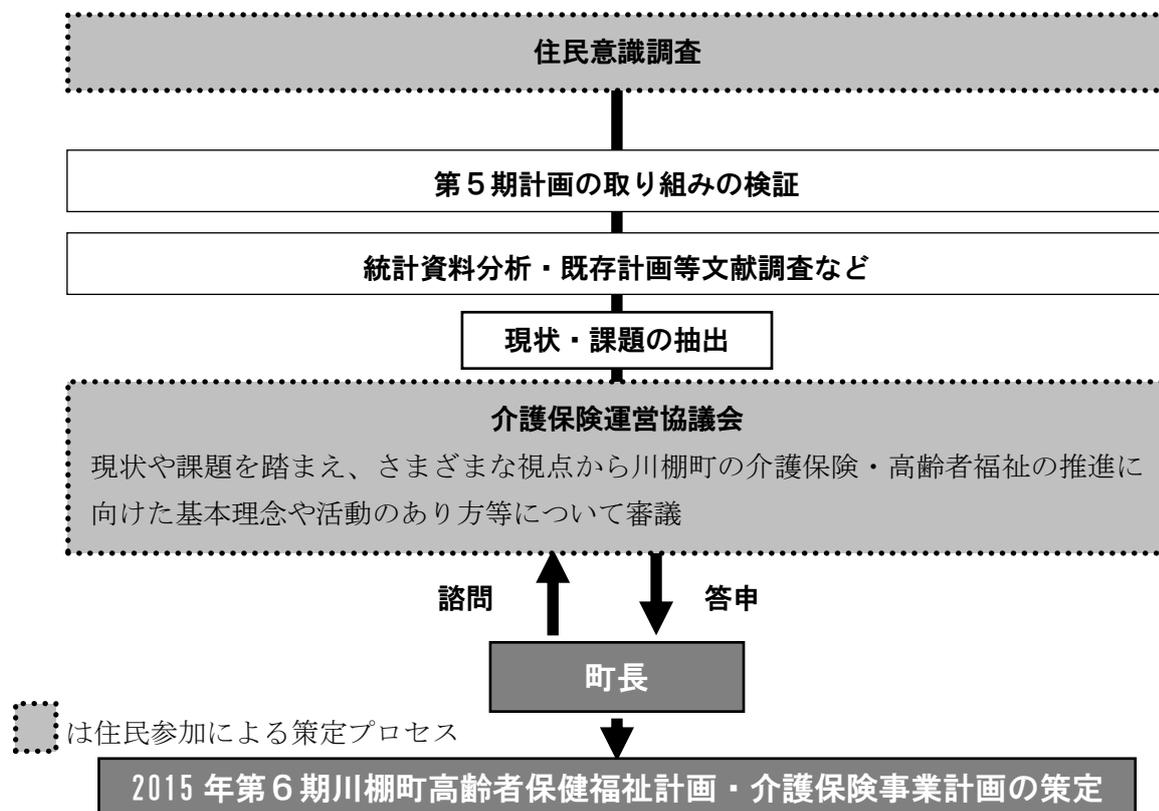
計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間と定めます。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
2015年第6期 川棚町高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	前期計画 (5期計画)								
				今期計画 (6期計画)					
							次期計画 (7期計画)		

## 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域の福祉・医療等の各分野を代表する関係者の方々に構成される「介護保険運営協議会」をはじめ、広く町民から本町のめざすべき高齢社会への対応についての意見をいただきながら、高齢者に関する諸課題、対策、今後における方向などを中心に協議を行います。

また、住民意識調査を実施し、寄せられた幅広い意見等をもとに検討・協議を行います。



# 第2章 川棚町における高齢者等の現状

## 1 高齢者の状況

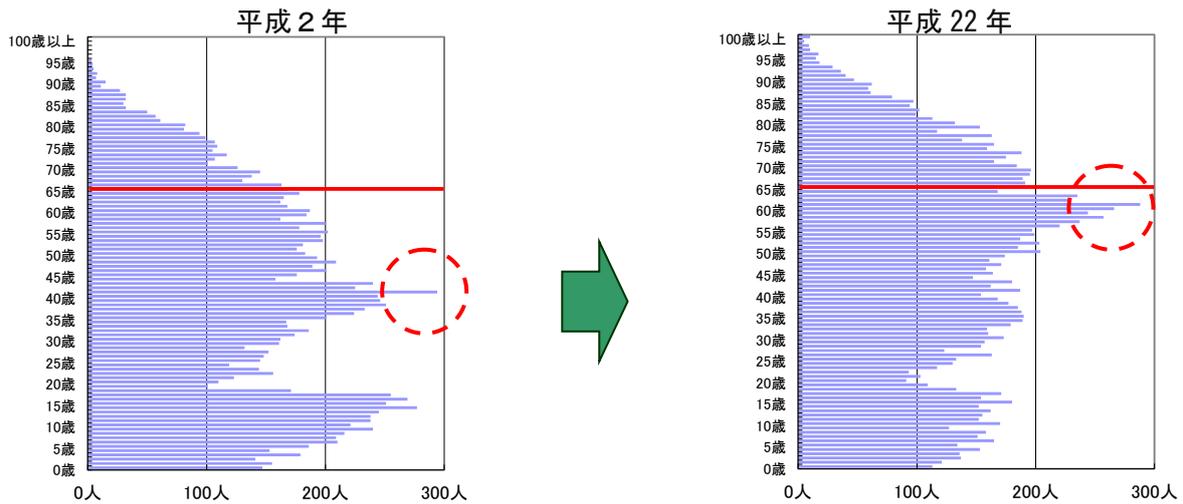
### (1) 人口構成の変化

川棚町の平成2年と平成22年の人口構成の変化をみると、子どもの人口は大きく減少し、65歳以上の高齢者人口が増加していることがわかります。

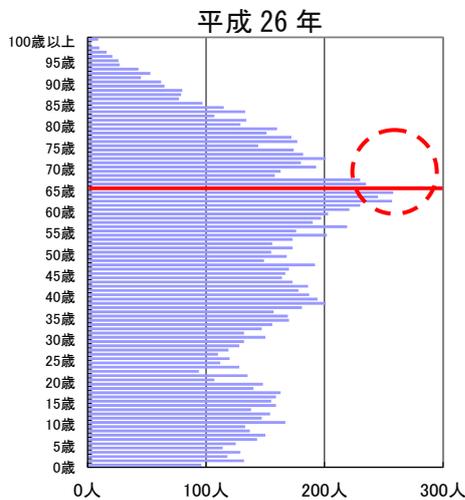
あわせて、平成22年時点の60歳前後（団塊の世代）を中心とした年齢層が1つの大きな山を形成しており、65歳以上（高齢者）へと近づいていることがわかります。

平成26年の人口構成をみると、人口構成のピークは60代前半の層が最も多く、次期計画（第7期計画）の期間内には団塊の世代がすべて高齢者となることを見込まれます。

<年齢別人口構成の推移>



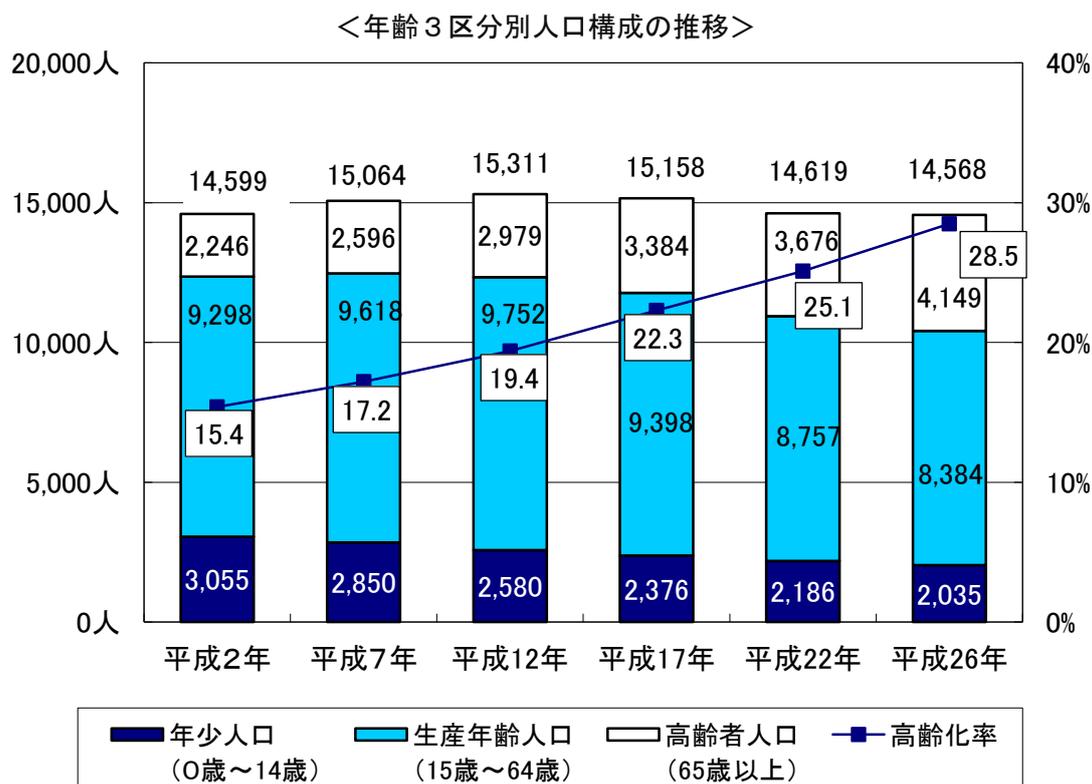
資料：国勢調査



資料：住民基本台帳（平成26年9月末）

## (2) 年齢区分別人口構成の推移

年齢3区分別人口構成の推移をみると、平成2年から平成26年にかけて、高齢者人口は1,903人の増、年少人口は1,020人の減となっており、総人口については24年間で大きな差はみられない一方、3区分の構成比には大きな差がみられ、川棚町においても少子高齢化が進行していることがわかります。



### (3) 高齢化率の推移

高齢化率の推移をみると、平成2年の15.4%から平成25年の27.3%と大きく伸びています。また、平成2年までは全国・長崎県よりも高い割合で推移していましたが、平成7年以降は、長崎県を下回っています。さらに、東彼杵郡3町の中でも平成12年以降、最も低い割合となっています。

<高齢化率の推移>

単位：%

	川棚町	全国	長崎県	波佐見町	東彼杵町
平成2年	15.4	12.0	14.7	14.2	17.6
平成7年	17.2	14.5	17.7	17.1	21.3
平成12年	19.4	17.3	20.8	20.2	24.7
平成17年	22.3	20.1	23.6	23.4	27.5
平成22年	25.1	23.0	26.0	25.5	30.5
平成25年	27.3	25.1	27.7	27.3	31.8

資料：平成2年～平成22年：国勢調査

平成25年：県統計課「長崎県市町村別年齢別推計人口」  
(全国のみ内閣府 高齢社会白書(各年10月1日現在))

### (4) 高齢者世帯の推移

平成2年から平成22年までの世帯数の推移をみると、65歳以上の高齢者のいる高齢者世帯は1,592世帯から2,420世帯に増加しており、平成22年では、総世帯数の47.2%と約半数を占めています。

その内訳をみると、ひとり暮らしの世帯・高齢者夫婦世帯・その他の世帯はいずれも増加しており、特にひとり暮らしの世帯・高齢者夫婦世帯数は平成2年から平成22年にかけてそれぞれ約2倍に伸びており、増加が顕著です。

<高齢者世帯数及び世帯比率の推移>

		単位	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯総数		世帯	4,216	4,639	4,989	5,094	5,126
65歳以上の高齢者のいる世帯		世帯	1,592	1,851	2,077	2,298	2,420
		%	37.8%	39.9%	41.6%	45.1%	47.2%
ひとり暮らしの世帯※1		世帯	252	329	390	438	501
高齢者夫婦世帯※2		世帯	254	326	405	494	573
その他の世帯		世帯	1,086	1,196	1,282	1,366	1,346
65歳以上の高齢者のいる世帯の割合	全国	%	26.4%	29.1%	32.2%	41.4%	37.3%
	長崎県	%	32.2%	35.6%	39.1%	35.1%	42.9%

資料：国勢調査

※1：65歳以上の高齢者一人のみの一般世帯をいう

※2：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの一般世帯をいう

平成22年時点の65歳以上の高齢者がいる世帯の住居の種類をみると、89.0%が持ち家となっており、次いで民営の借家、公営・公団・公社の借家となっています。

＜65歳以上の高齢者がいる世帯の住居の種類＞

単位：世帯

	世帯数	比率
65歳以上の高齢者がいる世帯	2,420	100.0%
持ち家 <sup>※1</sup>	2,155	89.0%
公営・公団・公社の借家 <sup>※2</sup>	99	4.1%
民営の借家 <sup>※3</sup>	145	6.0%
給与住宅 <sup>※4</sup>	2	0.1%
間借り <sup>※5</sup>	12	0.5%
住宅以外 <sup>※6</sup>	7	0.3%

資料：平成22年国勢調査

- ※1：居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。
- ※2：公営の借家は、世帯の借りている住宅が都道府県営または市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであつて、かつ給与住宅でない場合。公団・公社の借家は、その世帯の借りている住宅が都市再生機構または都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであつて、かつ給与住宅でない場合。なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれる。
- ※3：その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合。
- ※4：勤務先の会社・官公庁・団体などの所有または管理する住宅に、職務の都合上または給与の一部として居住している場合。なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社または雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。
- ※5：他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合。
- ※6：寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急に造られた住居などもこれに含まれる。

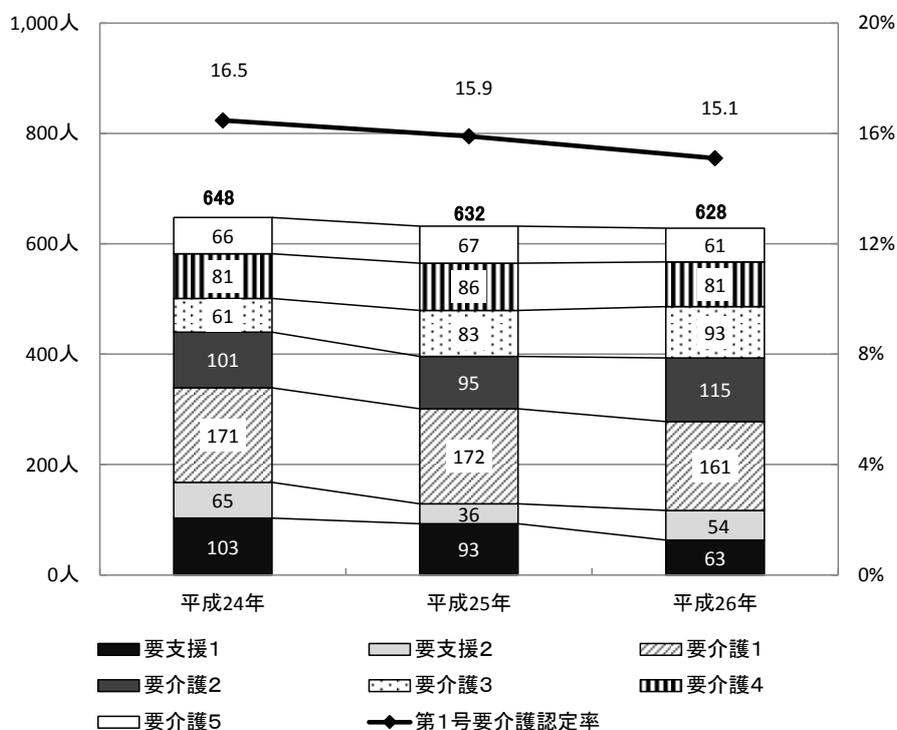
## 2 介護保険事業の状況

### (1) 要介護（支援）認定者数の推移

平成24年から平成26年の要介護（支援）認定者数、認定率（第1号被保険者数に占める認定者数の割合）の推移をみると、認定者数、認定率ともに減少傾向にあることがわかります。

また、要介護度別にみると、要支援認定者、特に要支援1において大きな減少がみられる一方、要介護認定者については、横ばいもしくは増加傾向となっています。このことは、川棚町において、認定者の重度化が進んでいることがわかります。

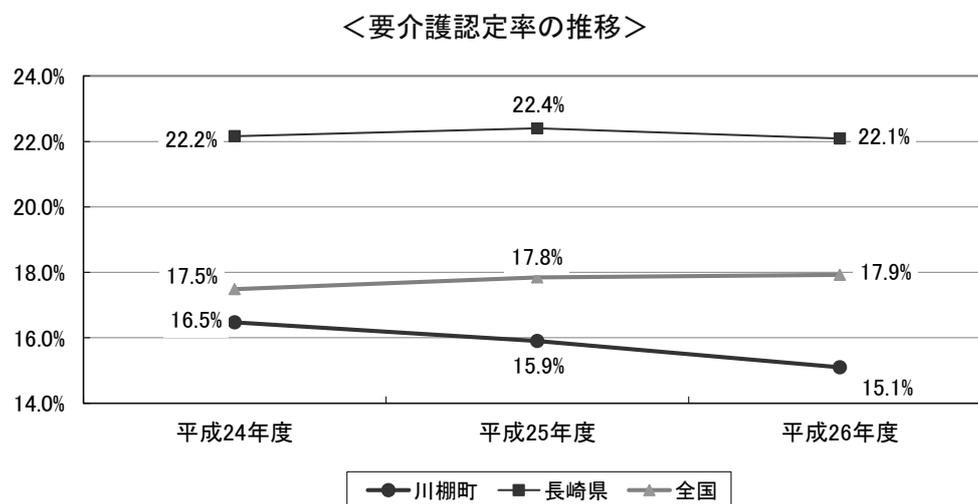
<要介護（支援）認定者数の推移（第1号被保険者）>



資料：介護保険事業状況報告（各年9月月報）

## (2) 要介護認定率の推移

要介護認定率（第1号被保険者数に占める要介護（支援）認定者数の割合）の推移について、長崎県と比較して5～7%低く、全国と比較しても1～2%低い状況です。平成24年度から平成26年度にかけては減少傾向で推移しています。



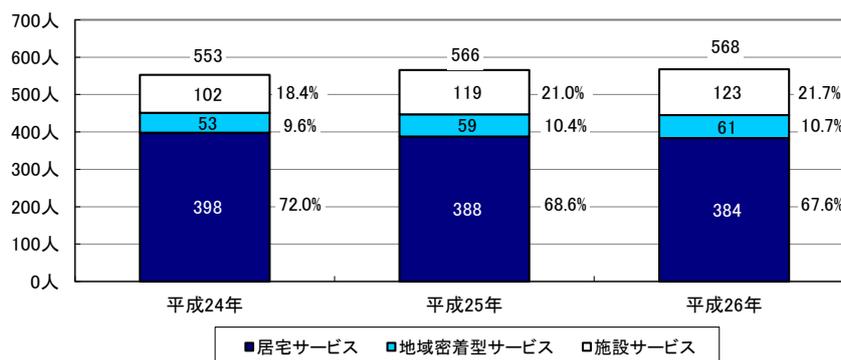
資料：介護保険事業状況報告（各年9月月報）

### (3) 介護保険サービス受給者数の推移

介護保険サービス受給者数の推移をみると、年々少しずつ増加してきており、平成26年では、総数が568人となっています。

内訳をみると、居宅サービスは、減少傾向である一方、地域密着型サービス、施設サービスは増加傾向にあります。

＜介護保険サービス受給者数の推移＞



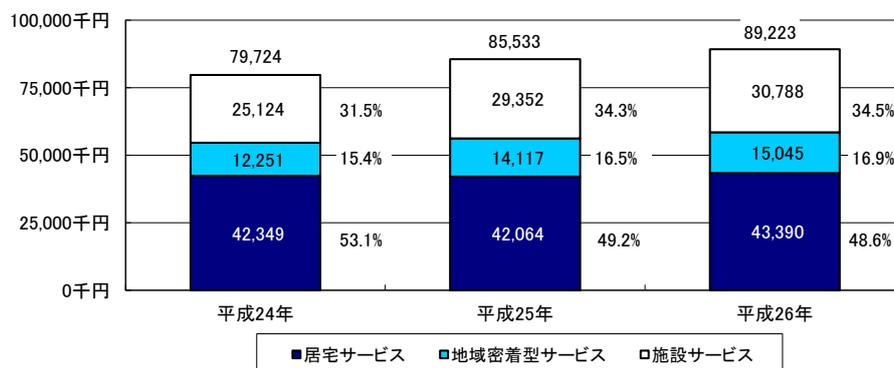
資料：介護保険状況報告（各年10月月報）

### (4) 介護保険サービス給付額の推移

介護保険サービス給付額の推移をみると、増加傾向で推移しており、平成26年の総給付費は89,223千円となっています。

内訳をみると、すべてのサービスの給付費が増加傾向となっています。

＜介護保険サービス給付額の推移＞



資料：介護保険状況報告（各年10月月報）

## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本理念

第5期計画である「2012川棚町高齢者対策基本計画」では国・県・町といった行政における高齢者福祉施策の推進はもちろんのこと、地域を構成する住民や各種団体等がそれぞれの役割を担い、高齢者を支えることのできる体制づくりに取り組んできました。

今後は、団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年（平成37年）を見据えた医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築のための方向性を継承しつつ、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための取り組みが必要となっています。

このような考え方を踏まえ、第6期計画においては第5次川棚町総合計画の基本理念である「自然を愛し 暮らし輝くまち」の実現に向けて、高齢者やその家族をはじめとする地域住民が、安心していつまでもいきいきと生活でき、住んでよかったと思えるまちを第5期計画に引き続いてめざすものとします。

#### <基本理念>

**共に支え合い いきいきとすこやかに暮らせるまち 川棚**

### 2 日常生活圏域の設定

圏域の設定にあたっては、必要最小限の設定により町内のサービス供給のバランスをとり、利用者の利便性を高める枠組みが必要です。また、利用者のニーズに即した適切なサービス量を確保するためには、現在の枠組みを活用した柔軟なサービス利用が可能となる設定が求められます。

川棚町においては、第5期計画に引き続き、町全体を一つの「日常生活圏域」と設定します。介護サービスを求める一人ひとりが地理的条件や交通等の利便性を確保しつつ、各事業者が提供するサービス内容を十分に吟味しながら自己決定できる、選択の幅の広い枠組みをめざすものとします。

#### <日常生活圏域の概要>

	面積	総人口	高齢者人口	高齢化率
圏域1（川棚町全域）	37.25Km <sup>2</sup>	14,568人	4,149人	28.5%

資料：住民基本台帳 平成26年9月末  
（面積のみ国勢調査 平成22年）

### 3 平成37年度までの将来推計

#### (1) 被保険者数の推計

被保険者数の推計をみると、第1号被保険者は平成27年以降増加傾向で推移していくことが見込まれています。その内、65～74歳（前期高齢者）は、平成27年度から平成29年度にわずかに増加し、平成32年度から平成37年度にかけて減少傾向で推移する一方、後期高齢者は平成37年度まで年々増加傾向で推移していくことが見込まれています。

また、第2号被保険者についてみると、年々減少していくことが見込まれています。

#### <被保険者数の推計値>

単位：人

	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成32 年度	平成37 年度
第1号被保険者	3,918	3,982	4,149	4,254	4,279	4,307	4,386	4,455
65～74歳	1,849	1,882	2,011	2,080	2,093	2,108	2,149	1,907
75歳以上	2,069	2,100	2,138	2,174	2,186	2,199	2,237	2,548
第2号被保険者 (40～64歳)	4,913	4,867	4,781	4,615	4,528	4,443	4,187	3,883
計	8,831	8,849	8,930	8,869	8,807	8,750	8,573	8,338

資料：第6期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシート

## (2) 要介護（支援）認定者数の推計

要介護（支援）認定者数の推計をみると、全体では平成27年度から平成37年度にかけて増加が見込まれます。

要介護度別にみると、「要支援1」「要介護1」の認定者が大きく減少し、「要支援2」、「要介護2」「要介護3」の認定者が大きく増加することが見込まれています。このことは、認定者が重度化していくことを示しています。

### <要介護（支援）認定者数の推計値>（第1号被保険者のみ）

単位：人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	103	93	63	33	28	31	35	37
構成比	15.9%	14.7%	10.0%	5.2%	4.3%	4.6%	4.8%	4.6%
要支援2	65	36	54	75	75	83	92	101
構成比	10.0%	5.7%	8.6%	11.7%	11.6%	12.4%	12.5%	12.6%
要介護1	171	172	161	154	140	135	145	158
構成比	26.4%	27.2%	25.6%	24.1%	21.6%	20.2%	19.8%	19.7%
要介護2	101	95	115	135	147	163	177	195
構成比	15.6%	15.0%	18.3%	21.1%	22.7%	24.4%	24.1%	24.3%
要介護3	61	83	93	109	128	138	158	167
構成比	9.4%	13.1%	14.8%	17.1%	19.8%	20.6%	21.5%	20.8%
要介護4	81	86	81	76	71	64	66	72
構成比	12.5%	13.6%	12.9%	11.9%	11.0%	9.6%	9.0%	9.0%
要介護5	66	67	61	58	58	56	62	70
構成比	10.2%	10.6%	9.7%	9.1%	9.0%	8.4%	8.4%	8.7%
計	648	632	628	639	648	669	734	801

資料：第6期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシート

※構成比は小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

### <要介護（支援）認定率の推計値>（第1号被保険者のみ）

単位：%

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
16.5	15.9	15.1	15.0	15.1	15.5	16.7	18.0

資料：第6期介護保険事業計画サービス見込み量ワークシート

## 4 事業の体系

本計画では、事業を「高齢者福祉施策（第4章）」、「地域支援事業（第5章）」、「介護保険サービス（第6章）」の大きく3種類に分けて記載しています。川棚町の高齢者がその状態や生活状況に応じ、必要なサービスを適切に利用できる体制を確保します。

高齢者福祉施策	1 基盤整備	(1) 老人福祉施設 ①養護老人ホーム ②軽費老人ホーム・生活支援ハウス ③いきがいセンター (2) 人材の確保
	2 地域生活支援の推進	①外出支援サービス事業 ②紙おむつ代支給事業 ③家族介護者交流事業 ④配食サービス事業 ⑤短期保護事業 ⑥あんま・はり・灸・温浴施設の利用助成 ⑦高齢者・障害者住宅改造助成
	3 安全・安心の暮らしづくり	(1) 地域コミュニティづくりの推進 ①地域コミュニティづくり ②川棚町社会福祉協議会との連携強化 ③川棚町民生児童委員協議会の運営 ④各種ボランティア団体等の育成 (2) 高齢者の住みやすい地域づくり ①道路・施設等の整備 ②公園・広場の整備 (3) 暮らしの安全確保 ①緊急通報システム貸与事業 ②安全な地域づくりの推進 ③災害時の避難支援体制の整備 ④地域見守りネットワーク事業
	4 社会参加・生きがいづくり	①老人クラブ社会参加活動事業 ②シルバーボランティア事業 ③シルバー人材センター事業 ④ふれあい いきいきサロン事業 ⑤敬老祝金 ⑥「敬老の日」の集い ⑦学習活動の促進 ⑧スポーツ活動の促進 ⑨福祉まつり・福祉大会 ⑩世代間交流事業

地域支援事業	1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護予防・生活支援サービス事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①訪問型サービス（新）</li> <li>②通所型サービス（新）</li> <li>③生活支援サービス（新）</li> <li>④介護予防支援事業（ケアマネジメント）</li> </ul> </li> <li>(2) 一般介護予防事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護予防把握事業（新）</li> <li>②二次予防事業対象者把握事業</li> <li>③介護予防普及啓発事業                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○元気アップ教室（ミニデイサービス）</li> <li>○水中筋力アップ教室</li> <li>○水中いきいき元気クラブ</li> <li>○いきいき元気アップ教室</li> <li>○元気塾</li> <li>○男性高齢者の栄養教室</li> <li>○低栄養改善教室</li> <li>○介護予防に関する啓発</li> <li>○配食サービス事業</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>④地域介護予防活動支援事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ふれあいサポーター実践講座</li> <li>○ふれあいサポーター養成講座</li> <li>○しおさいサポーター実践講座</li> <li>○ふれあい・しおさいサポーター合同研修会</li> </ul> </li> <li>⑤一般介護予防事業評価事業（介護予防一般高齢者施策評価事業）</li> <li>⑥地域リハビリテーション活動支援事業</li> </ul>
	2 包括的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域包括支援センターの運営強化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①総合相談・支援事業</li> <li>②権利擁護事業</li> <li>③包括的・継続的ケアマネジメント事業</li> <li>④地域ケア会議の充実（新）</li> <li>⑤地域ケア推進会議の充実（新）</li> </ul> </li> <li>(2) 在宅医療・介護連携の推進（新）</li> <li>(3) 認知症施策の推進（新）</li> <li>(4) 生活支援サービスの体制整備（新）</li> </ul>
	3 任意事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護給付等費用適正化事業</li> <li>(2) 家族介護支援事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①家族介護支援事業                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○家族介護者の会</li> </ul> </li> <li>②認知症高齢者見守り事業                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症予防講演会</li> </ul> </li> <li>③家族介護継続支援事業                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護用品支給事業</li> <li>○家族介護者交流事業</li> <li>○家族訪問指導</li> <li>○家族介護慰労見舞金</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>(3) その他の事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域自立生活支援事業                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○低栄養改善・見守り事業</li> <li>○健康相談事業</li> <li>○心配ごと相談事業</li> </ul> </li> <li>②成年後見制度利用支援事業</li> <li>③保健・福祉事業                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活管理指導短期宿泊事業</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

介護保険サービス	1 居宅 (介護予防) サービス等	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護予防訪問介護・訪問介護</li> <li>②介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護</li> <li>③介護予防訪問看護・訪問看護</li> <li>④介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション</li> <li>⑤介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導</li> <li>⑥介護予防通所介護・通所介護</li> <li>⑦介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション</li> <li>⑧介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護</li> <li>⑨介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護</li> <li>⑩介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護</li> <li>⑪介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与</li> <li>⑫特定介護予防福祉用具購入・特定福祉用具購入</li> <li>⑬介護予防住宅改修・住宅改修</li> <li>⑭介護予防支援・居宅介護支援</li> </ul>
	2 地域密着型 サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護</li> <li>②介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護</li> </ul>
	3 施設 サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</li> <li>②介護老人保健施設（老人保健施設）</li> <li>③介護療養型医療施設（療養病床等）</li> </ul>

## 第4章 高齢者福祉施策

### 1 基盤整備

#### (1) 老人福祉施設

##### ①養護老人ホーム

心身の状態または住宅状況、家族関係などの環境上の理由及び経済的理由などによって、家庭での生活が困難なおおむね65歳以上の高齢者が入所する施設で、介護保険制度など他の高齢者福祉施策だけでは対応できないような処遇困難なケースに対応することができる施設です。

高齢化の進展などによる対象者の増加や核家族化の進展など社会情勢の変化により、今後とも社会的必要性は高い水準にあると予測されます。

また、安全安心の確保、個室対応によるプライバシーの保護等、施設生活を充実させていきます。

東彼杵郡3町においては、「ひさご荘」を共同設置しています。

##### ②軽費老人ホーム・生活支援ハウス

ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯等で、自立して生活することが困難な高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供し、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援する施設です。

今後、家庭環境や住宅事情、心身の状況等により在宅での生活が困難な高齢者が、安心して日常生活を送ることのできる施設として、情報提供や広域的な施設利用を図っていきます。

##### ③いきがいセンター

地域の高齢者から健康や生活に関する相談を受けたり、健康づくりや趣味活動、憩いの場として気軽に利用できる施設です。社会福祉協議会へ運営・管理を委託しています。

今後も、地域の高齢者から健康や生活に関する相談を受けたり、健康づくりや趣味活動、憩いの場、各福祉団体の研修や総会等福祉の拠点として充実を図っていきます。また、団塊の世代の高齢化に伴う高齢者の増加が予測されることから、若年層の高齢者が利用できるよう取り組んでいきます。

## (2) 人材の確保

寝たきり高齢者、認知症高齢者等の要介護（支援）高齢者への療法指導、虚弱高齢者等への保健指導、介護者への支援など、高齢者保健福祉サービスに対するニーズは、今後ますます増大することになります。特に、寝たきり、認知症、疾病状態にならないための介護予防が重視される中、介護保険事業外の保健福祉サービスの担う役割は大変大きなものとなります。

これらのニーズに的確に対応し、高齢者一人ひとりに応じたきめ細かなサービスを展開するため、量的な整備とともにその質の向上を図ります。

## 2 地域生活支援の推進

### ①外出支援サービス事業

寝たきり等の理由で、タクシー等の一般交通機関を利用しての外出が困難な高齢者に対し、自宅と福祉施設、病院、行政機関等の間を送迎します。

[所管：社会福祉協議会]

### ②紙おむつ代支給事業

寝たきりや認知症などでおむつを必要とする在宅の高齢者を介護している家族に対し、おむつ代の一部を助成します。

[所管：健康推進課介護保険班]

### ③家族介護者交流事業

寝たきりや認知症などで常時介護を要する高齢者を介護している家族に対し、一時的に介護から解放し、リフレッシュを図る事業への補助を行います。

[所管：健康推進課介護保険班]

### ④配食サービス事業

心身の障害や疾病等で食事づくりが困難な 65 歳以上の高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者に対し、栄養のバランスのとれた温かい食事を届け、同時に安否確認を図ります。

[所管：社会福祉協議会]

### ⑤短期保護事業

養護老人ホームの短期保護事業専用室（6 床）を利用して一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに体調の調整を図ります。

[所管：ひさご荘]

### ⑥あんま・はり・灸・温浴施設の利用助成

65歳以上の高齢者に対し、あんま・はり・灸・温浴施設の利用助成を行います。今後、利用者の増加を図るため、広報等による周知を行います。

[所管：住民福祉課社会福祉係]

### ⑦高齢者・障害者住宅改造助成

高齢者や障害者（児）の日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減するため、住宅を改修する工事費について一部助成をしています。

今後も利用者の増加が見込まれることから、介護保険事業とも連携しながら推進します。

[所管：健康推進課介護保険班・住民福祉課社会福祉係]

## 3 安全・安心の暮らしづくり

### (1) 地域コミュニティづくりの推進

#### ①地域コミュニティづくり

社会環境の変化により、地域のつながりの希薄化が進んでいると言われる昨今、地域のつながりを強化していくため、高齢者同士のふれあいだけでなく、多様な世代が交流し、住民が互いに支え合う「地域コミュニティづくり」を推進します。

#### ②川棚町社会福祉協議会との連携強化

川棚町社会福祉協議会との連携を強化し、地域コミュニティにおける社会資源の活用など、福祉の向上を推進する活動を支援します。また、人材の育成や子どもから高齢者までを対象とした交流事業、各種団体の育成、講座の開設を支援します。

みんなで支え合う福祉の推進と健康なまちづくりをめざして各種事業を展開します。重点事業として

- ・地域コミュニティワークの充実・推進
- ・生活支援のための相談・支援活動・情報提供・連絡調整
- ・在宅福祉サービスの充実（介護保険事業・いきがい対策事業）

の取り組みを行っており、各種事業を推進するためにも、関係機関・福祉団体・医療・保健・行政・教育との連携を強化します。

#### ③川棚町民生児童委員協議会の運営

川棚町民生児童委員協議会は、住民の生活状態の把握、住民の相談に応じた助言・援助、福祉サービスの情報提供、福祉団体の事業・活動の支援などを行っています。

今後も、各地域内での見守り活動や要援護支援ネットワークの形成など、積極的に活動を行っていきます。

### ④各種ボランティア団体等の育成

#### <川棚町母子愛育班連合会>

各種健診の勧奨、母子保健事業への協力、妊産婦や乳幼児・高齢者等への声かけ訪問ならびに世代間交流によるふれあいの場づくり等を通じて、地域の方々とのコミュニケーションを図り、健康づくりを推進する活動を支援します。また、ひとり暮らし高齢者などの要援護者の訪問の状況によっては、保健師を相談窓口にして各関係者につなぎ、地域の生活を継続できるような連携を行っていきます。

#### <川棚町食生活改善推進協議会>

高齢者を対象に食生活改善を目的とした講習会の開催や各地区の行事に合わせた手作り弁当の配布等を通じて、地域の方々とのコミュニケーションを図り、健康づくりを推進する活動を支援します。今後も、地域を見守っていくスタッフの一員の役目も担いながら、地域力を支えるスタッフとして「食」を通じた、健康に関する活動を実施していきます。

#### <川棚町ボランティア連絡協議会>

地域福祉を推進するためには、地域住民の個々の力や目的意識を持って活動しているボランティアの存在は、無くてはならない大きな役割を持っており、若者から高齢者まで「無理なく・楽しんで自分でできる活動」として取り組んでいます。地域においては「ふれあい いきいきサロン」の支援や、病院ボランティア、ひとり暮らし高齢者世帯の草刈り、本の読み聞かせ、手話通訳、友愛訪問（安否確認）、朗読（広報誌）等多くの団体・個人が活動を行っており、連絡協議会では、登録しているボランティア団体の連絡調整を行ってしています。また、町内小・中学校、高等学校の児童生徒に対する福祉教育も実施し、若い世代のボランティア活動への参加や育成を行っていきます。

#### <川棚町住民福祉推進協議会>

自治会長が中心になって組織されています。

この協議会が地域住民やボランティアと協力して取り組んでいる「ふれあい いきいきサロン」は、介護予防に大きな成果を上げており、引き続きその活動を支援していきます。また、サロンをサポートするボランティアの育成を行い、サロン実施地区への協力体制の強化を行います。

#### <東彼3町ケアセミナー>

ケア担当者の資質の向上を図るため組織された東彼3町ケアセミナーにおいて、ケアを必要とする人が、いつでも良質のサービスが受けられるように、保健・福祉・医療・行政の連携の強化を図ります。

## (2) 高齢者の住みやすい地域づくり

### ①道路・施設等の整備

公共施設のバリアフリー化を進めます。また、道路事業においては、高齢者・幼児・身体障害者等、すべての人にやさしく安全で安心して、快適に歩行できる道路環境の整備に努めます。

[所管：建設課]

### ②公園・広場の整備

公園・広場の有効活用と維持管理に努め、高齢者や障害者が屋外に気軽に集まって話し合ったり、レクリエーションや運動をしたりすることができるよう、バリアフリースイールの整備やスロープの設置を計画的に進めます。

[所管：建設課]

## (3) 暮らしの安全確保

### ①緊急通報システム貸与事業

緊急時に対応すると同時に、ひとり暮らし高齢者の孤独感を和らげ、安否を確認するための緊急通報システム電話機の貸与を行います。

[所管：住民福祉課社会福祉係]

### ②安全な地域づくりの推進

消防団・婦人防火クラブ等の地区自主防災組織の活性化を図るとともに、災害時におけるボランティア活動の体制づくりを進めます。また、消防団や地域住民が相互に連携し、高齢者、障害のある人、乳幼児などの避難行動要支援者を支援する体制づくりを進めます。

[所管：総務課防災交通係]

### ③災害時の避難支援体制の整備

「災害時要援護者避難支援計画」に基づき、日頃から高齢者の把握を進め、災害時に迅速な避難支援ができる体制の整備に努めます。

[所管：総務課防災交通係]

### ④地域見守りネットワークの整備

関係機関等の協力を得ながら、地域での見守り体制の整備を図り、それぞれの役割と相互の連携体制を確保することにより、日常の地域生活や災害への備えにおける安全・安心な体制づくりを推進します。

[所管：住民福祉課社会福祉係]

## 4 社会参加・生きがいづくり

### ①老人クラブ社会参加活動事業

老人クラブでは、高齢者の知識及び経験を活かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われています。今後さらに増加していく高齢者が健康で生きがいを持って生活していくためにも、仲間づくり・スポーツ・趣味活動等を老人クラブに加入することにより行えるように支援していきます。また、会員相互の親睦を図るためにも、会員の加入促進を進め、地域において楽しく健康に生活できるよう支援します。また、若年層の高齢者が魅力を感じ老人クラブに加入するように新規事業を立ち上げ、活性化を行います。

各地区老人クラブ、川棚町老人クラブ連合会及び東彼杵郡老人クラブ連合会の活動に対し助成を行います。

[所管：住民福祉課社会福祉係]

### ②シルバーボランティア事業

川棚町老人クラブ連合会会員が、地区におけるひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯等へ友愛訪問を行い、日常生活における軽易な援助や安否確認を中心に活動を行います。また、ボランティアを通じたふれあいを推進し、住み慣れた地区において高齢者同士の生きがいづくりを進めます。

[所管：社会福祉協議会]

### ③シルバー人材センター事業

働く意欲を持っている健康な高齢者のために、シルバー人材センターを設置しています。

高齢者が生きがいを持って就労できるように、町内公共機関・事業者・住民の理解と協力を得て、就業先の開拓拡大を推進します。

今後も、現状の仕事を維持・継続しながら、「団塊の世代」の高齢者の加入促進を図り、短期的な就業の機会の確保・健康な高齢者の社会参加の事業として推進します。

[所管：社会福祉協議会]

### ④ふれあい いきいきサロン事業

「ふれあい いきいきサロン」は、各地区の自治会長が中心となり、地域住民やボランティアの協力を得ながら実施している事業で、外出機会の創出や世代を超えた交流の推進など高齢者の社会参加に大きく寄与しています。また、健康づくりや介護予防の面でも成果がみられており、今後ともその活動を支援します。

[所管：住民福祉課社会福祉係・社会福祉協議会]

### ⑤敬老祝金

毎年9月1日現在で「米寿」と「白寿」を迎えた高齢者及び年度中に100歳を迎える高齢者に敬老祝金を贈り、長寿を祝福します。

[所管：住民福祉課社会福祉係]

## ⑥「敬老の日」の集い

敬老の日に75歳以上の高齢者を招待し、「敬老の日の集い」を催して、長寿のお祝いと交流の場を提供しています。

[所管：住民福祉課社会福祉係]

## ⑦学習活動の促進

現在、「ふれあい教室」を実施しており、参加者にとって学習だけでなく、人とのふれあいの場としても良い機会となっています。

今後も、高齢者が何歳になっても学ぶ楽しさを得られるように、高齢者の学習ニーズを十分に調査し、受講者にとって魅力ある内容、講師陣の充実を図ります。

[所管：教育委員会社会教育係]

## ⑧スポーツ活動の促進

高齢者のスポーツ活動として、ゲートボールやペタンク、グラウンドゴルフ、ローンボウルス及び自主的な健康ウォーク等が活発に行われています。

高齢者の生きがい対策事業として、少人数でも可能な軽スポーツの普及や新スポーツ（ターゲットバードゴルフなど）の開拓など、できるだけ多くの高齢者が参加できる競技の実施を計画し、スポーツ活動の推進に努めます。

また、「健康・体力・楽しみづくりの地域スポーツ」の普及のため、関係機関と連携を図り、地域スポーツリーダー育成及び自主サークル育成にも努めます。

[所管：教育委員会社会教育係]

## ⑨いきがいセンターふれあいまつり

高齢者の参加はもとより、住民相互の交流の場ともなるよう、身体障害者や多様な世代が参加できる「いきがいセンターふれあいまつり」の計画を進めます。いきがいセンターふれあいまつりは、2年に1回実施しており、今後もボランティア活動、福祉教育、各種団体活動の活性化を図り、多くの方が参加し協働して作り上げ継続・実施していきます。そのために、多くの関係者・関係機関との協力体制をとり地域福祉の推進に努めます。

[所管：社会福祉協議会]

## ⑩世代間交流事業

高齢化・少子化・核家族化が進行する中で、世代間交流や伝承活動等を実施し、子どもたちのやさしい心を育むとともに、高齢者の生きがい対策を推進します。今後、要望や要請も多様化してくると考えられることから、できるだけ多くの方が参加できるように各種団体との調整を行いながら、スポーツ・伝統文化の継承・技術や知識の伝承など、幅広い交流事業を進めます。

[所管：教育委員会社会教育係]

## 第5章 地域支援事業

### 1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

##### ①訪問型サービス（新）

要支援者等に対し、入浴・排せつ・食事などの介助や、家事などの日常生活上の支援を提供するものです。

先進事例の研究、研修への参加などを行うとともに、関係機関・関係部局での議論・検討を行い、本町に適したサービスの創出に努めます。

また、既存サービス事業所やボランティア、住民等の支援の担い手の意向を把握するとともに、平成29年度からのサービス開始に向けて適切な情報提供を行い、「介護予防・生活支援サービス」への転換後のサービス内容について、十分な協議・調整を行います。

##### ②通所型サービス（新）

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するものです。

先進事例の研究、研修への参加などを行うとともに、関係機関・関係部局での議論・検討を行い、本町に適したサービスの創出に努めます。

また、既存サービス事業所やボランティア、住民等の支援の担い手の意向を把握するとともに、平成29年度からのサービス開始に向けて適切な情報提供を行い、「介護予防・生活支援サービス」への転換後のサービス内容について、十分な協議・調整を行います。

##### ③生活支援サービス（新）

要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供するものです。

ボランティア、社会福祉協議会、企業、自治会、シルバー人材センター、老人クラブなど、生活支援サービスとしての位置付けが可能なサービス提供者と協議・調整を図り、多くの生活支援サービス提供者が活動してもらえるよう支援します。

また、生活支援サービスの提供者と地域包括支援センターとの連携を強化し、地域の多くの方による支援が可能となるよう配慮します。

## ④介護予防支援事業（ケアマネジメント）

要介護認定において要支援者と判定された方や介護や支援が必要になるおそれのある方（介護予防把握事業対象者）を対象に、介護予防のためのサービス利用計画（ケアプラン）を作成し、要介護状態にならないように支援します。また、サービス実施後に効果を評価し、必要に応じてメニューの見直しを行います。要支援認定者の重度化防止、状態改善がより一層得られるよう、状態に即した効果的なケアマネジメントの実施に取り組みます。

今後、介護予防事業への参加を促しても利用意向のない方に対しては、継続的なかわりを持ち、悪化防止と早期対応に努めます。

## 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
地域包括支援センター	-

## 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	183	143	126	105	95	95
回数	1,281	1,001	882	735	665	665

## (2) 一般介護予防事業

### ①介護予防把握事業（新）

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。

### ②二次予防事業対象者把握事業

第1号被保険者を対象に、郵送等による基本チェックリストの配布・回収や、訪問活動などにより高齢者の基本チェックリストによる調査を行い、介護予防の取り組みが必要となる対象者を把握します。

#### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
地域包括支援センター	対象者（自宅）

#### 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
回数	2,189	1,994	2,024	2,100	2,200	

※平成29年度以降は「介護予防把握事業」として実施

### ③介護予防普及啓発事業（現：一次予防事業の介護予防普及啓発事業）

#### ○元気アップ教室（ミニデイサービス）

加齢に伴う身体活動の減少による運動機能の低下を予防し、個人に応じた運動を習慣化することにより、運動機能の維持・向上の必要性を知らせます。栄養・口腔に関する教育もこの教室で開催し、活気ある集いの場になるよう、理学療法士、健康運動指導士、管理栄養士、歯科衛生士等の専門家による講話や実技も取り入れ、教室の開催を定着させていきます。

また、人と人との交流を図り、閉じこもりを防止するとともに、日常生活の自立を支援します。

#### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課	いきがいセンター・石木公民館

#### 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	—	46	50	60	60	60
回数	—	40	73	86	86	86

## ○水中筋力アップ教室

健康増進のために水中運動を取り入れ、加齢に伴う運動器の機能低下を予防し、筋力向上の大切さの自覚を促します。はじめて水中運動を始める方を対象に1クール10回を毎年2クールずつ、健康運動指導士による講話と水中運動を行います。リピーター参加者が多くなっているため、参加者のすそを広げ、幅広く水中運動を始めるきっかけになることを目的に、介護予防の教室として定着させていきます。

## 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課・観光協会	くじゃく荘・しおさいの湯

## 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	19	32	29	30	30	30
回数	20	20	20	20	20	20

## ○水中いきいき元気クラブ

水中筋力アップ教室を終了した方々を対象に、水中運動を継続して実行することにより、高齢者が自ら健康づくりに取り組めるよう支援します。また、1クール10回を3クール(火・金)開催し、しおさいサポーターの協力により安心して参加できるよう進めます。

## 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課・観光協会	しおさいの湯

## 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数		38	55	60	60	60
回数		30	60	60	60	60

### ○いきいき元気アップ教室

心身の機能が低下している人に対して、心身機能の維持回復に努める機会を提供します。閉じこもり等を防止するとともに仲間づくりを行いながら、「集うこと」を通じて楽しみと生きがいを感じ、日常の生活の自立や社会参加の支援を行います。今後も、健康運動指導士等の専門家による健康づくりについての講話や運動実習を通じて、関節や筋肉を日常生活に活用し、自立した生活の体力を維持し元気な生活を行うことができるように実施していきます。

#### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課	中央公民館

#### 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	40	67	70	70	70	70
回数	30	60	80	80	80	80

### ○元気塾

各地区の公民館において高血圧症、糖尿病等の健康問題、認知症予防や歯科保健等について考える場を提供し、高齢者自身が積極的に健康づくりに取り組めるよう支援し、介護予防の啓発に努めます。

#### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課	各地区公民館

#### 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ人数	545	625	570	650	650	650
回数(地区数)	24	27	25	27	27	27

### ○男性高齢者の栄養教室

料理を作る機会の少ない男性高齢者を対象に栄養教室を開催し、一人暮らしになっても食が自立することにより、在宅生活が継続できるよう支援します。介護食の学習をした食改のリーダーが講師となり、生活習慣予防についての講話や調理実習を通して交流を深めます。

## ○低栄養改善教室

介護予防教室のメニューとして、高齢者に対し、管理栄養士及び歯科衛生士の指導のもと、「食の大事さ・栄養改善」ならびに「口腔ケアの大事さ・えん下機能の低下防止」を伝えることを目的に元気アップ教室の中で毎月講習会を開催します。

## 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課	いきがいセンター・石木公民館

## 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	20	40	50	55	60	60
回数	6	20	38	44	45	45

## ○介護予防に関する啓発

介護を要する状態にならないよう、自分の健康づくりを考え、介護予防に関する理解を深めるために、パンフレットまたはチラシ配布を行います。

## ○配食サービス事業

高齢者が地域で自立した生活ができるよう、栄養のバランスのとれた食事を提供し、高齢者の体調維持を図るとともに、配達時に安否確認を行うことにより、高齢者の生活の維持及び福祉の増進に努めます。

## 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課・社会福祉協議会	対象者宅に配達

## 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延人数	15,023	15,891	15,900	15,900	15,900	16,000

④地域介護予防活動支援事業

○ふれあいサポーター実践講座

「ふれあいサポーター養成講座」を受講したふれあいサポーターを対象に、翌年からは実践講座を開催し、水中運動や介護予防に関する知識や技術等の習得に努め、介護予防事業のサポーターとしてのレベルアップを図ります。

「元気アップ教室」や「いきいき元気アップ教室」等の介護予防教室はサポーターの協力を得て、より安全で活気のある教室になっています。今後も地域ボランティアとして活躍し介護予防の啓発の担い手となるようボランティアの育成に努めます。

【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課	中央公民館

【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	46	30	43	43	43	58
回数	5	4	3	3	3	3

○ふれあいサポーター養成講座

各種事業の新規開催に合わせて必要なサポーターの補充のための「ふれあいサポーター養成講座」を開催し、介護予防事業の充実を図ります。同時に、サポーター自身の健康づくりや介護予防に努めます。

【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課・観光協会	しおさいの湯・中央公民館

【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	0	0	13	0	0	15
回数	0	0	4	0	0	4

### ○しおさいサポーター実践講座

水中運動を取り入れた介護予防教室を増やすにあたり、水中運動専門の「しおさいサポーター養成講座」を平成25年にはじめて開催しました。この養成講座を修了した「しおさいサポーター」を対象に「しおさいサポーター実践講座」を開催し、さらに水中運動に関する知識や介助の技術等の習得に努め介護予防事業のサポーターとしてのレベルアップを図ります。

しおさいの湯で実施する「水中筋力アップ教室」や「水中いきいき元気クラブ」等への協力により安全で活気のある教室になっています。

今後も健康づくりや介護予防のための水中運動の良さを地域の方々に啓発する担い手となるようボランティアの育成に努めます。

#### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課・観光協会	しおさいの湯・中央公民館

#### 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数		16	16	16	16	16
回数		4	2	2	2	2

### ○ふれあい・しおさいサポーター合同研修会

年1回は「ふれあいサポーター」と「しおさいサポーター」の全体会を開催し、交流を行います。ボランティアとしての役割を確認するとともに地域のいきいきサロンの担当者等も一緒に学ぶことにより地域でも実践できるような研修を行い支援していきます。

#### ⑤一般介護予防事業評価事業（介護予防一般高齢者施策評価事業）

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

#### ⑥地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組みを機能強化するために、通所・訪問サービス提供者、地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職等の関わりを促進します。そのため、地域リハビリテーション広域支援センターと地域包括支援センターが連携して、生活支援の活動を推進します。

## 2 包括的支援事業

### (1) 地域包括支援センターの運営強化

#### ①総合相談・支援事業

支援を必要とする高齢者の相談を受け、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関または制度の利用につなげるなどの支援を行います。

また、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築していきます。

#### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
地域包括支援センター	-

#### 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	260	1,070	1,200	1,210	1,220	1,230
件数	513	1,656	2,000	2,050	2,100	2,200

#### ②権利擁護事業

高齢者の財産管理や虐待などの権利擁護に関する相談に対応し、必要に応じて、保健・福祉・医療や司法等の各分野の専門機関と連携して支援を行います。また、虐待や介護放棄などを早期に発見することができるよう、関係機関・団体や地域とのネットワークづくりを行います。

認知症などによって判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービスの利用や金銭的管理、権利擁護のために関係機関と連携し、日常生活自立支援事業、成年後見制度活用支援を行います。

#### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
地域包括支援センター	-

#### 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	2	5	10	10	10	10
件数	2	16	15	20	20	20

### ③包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、状況や変化に応じてケアマネジャー（介護支援専門員）、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、多職種で連携・協働できる体制づくりを行います。また、個々のケアマネジャーに対する支援を行います。

#### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
地域包括支援センター	-

### ④地域ケア会議の充実（新）

医師・弁護士・理学療法士・管理栄養士・認知症介護指導者等の専門家やサービス事業所の担当者、地域の民生児童委員などの多職種が参加することにより自立支援に向けたケース検討を通して、介護支援専門員をはじめ介護関係者のケアマネジメントの質の向上を図ります。さらに地域の課題を発見し地域に必要な資源開発や地域づくりを進め地域包括ケアシステムの実現を推進します。

年間12回の開催ですが、さらに多くの職種の参加や回数・内容の充実に努めます。

### ⑤地域ケア推進会議の充実（新）

地域ケア会議やケアマネジャー連絡会の後、毎月1回、社会福祉係・健康増進係・介護保険班・地域包括支援センター・社会福祉協議会等関係部署が集まり個別ケースの情報の共有と合わせて課題の整理や施策化に向けての検討会を行います。

さらに地域包括ケアシステムの実現に向けて会議の進め方や内容が充実できるよう努めます。

## （2）在宅医療・介護連携の推進（新）

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、2次医療圏である長崎川棚医療センターをはじめ地域の医療機関や医師会、介護サービス事業者等の連携を推進するとともに、地域住民への普及啓発を行います。

また、医療・保健・福祉関係者等が組織した「東彼3町ケアセミナー」の活動を支援し、さらに医療と介護の連携を深めていきます。

### （3）認知症施策の推進（新）

要介護認定者のうち約6割の高齢者が認知症を有しており、高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加することが予測されています。そのため認知症の人やその家族、地域住民の偏見・無理解の解消をはかるために広報や啓発活動に取り組みます。

また、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る「認知症サポーター」の養成講座を開催します。特に小・中学校と連携し、子どもたちを対象に認知症高齢者への理解を広めていくことに努めます。

さらに高齢者の利用が多い銀行や郵便局、商工会などの関係者を対象にしたサポーターの養成も進めていきます。

早期からの認知症の予防も重要であり、認知症のスクリーニングのための調査などを行って啓発をするとともに、前期高齢者を対象にした脳トレーニング教室等の予防事業も検討します。

そのほか、認知症ケアパスの作成・運用、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等の配置についても検討していきます。

### （4）生活支援サービスの体制整備（新）

一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が大きな割合を占めてきており、多様な生活上の支援の提供が今後ますます必要となっていきます。

川棚町社会福祉協議会にあるシルバー人材センターでの様々な生活支援サービスの新設とその充実に向けての検討を進めていきます。

また、高齢者のニーズやボランティア等の地域のマッチングを担う生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等についても検討します。あわせて、地域の住民の力も活用した様々な生活支援サービスを充実していくためにもサービス提供体制の整備に向けた取り組みを推進します。

### 3 任意事業

#### (1) 介護給付等費用適正化事業

介護給付実績を利用者に対して通知し、給付実績への自覚を促し費用に対する意識を喚起することにより、介護給付費の適正化を図ります。

##### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
町・国保連合会	利用者へ郵送

##### 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	1,017	1,076	1,150	1,200	1,250	1,300
回数	2	2	2	2	2	2

#### (2) 家族介護支援事業

##### ① 家族介護支援事業

##### ○ 家族介護者の会

認知症高齢者の介護にかかわっている家族に対して毎月1回「認知症の人とその家族の会」を開催し、介護知識の修得など適切な介護の学習の場として、また、家族間の交流を通して家族の支援をしていきます。

年1回は高齢者を介護する家族の精神的な負担を軽減し、リフレッシュが図れるよう交流事業を行います。

##### 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課	中央公民館

##### 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
回数	—	—	4	12	12	12

②認知症高齢者見守り事業

○認知症予防講演会

地域の人が認知症についての正しい知識と理解を持ち、認知症高齢者とその家族を地域で支えるため年1回の講演会を開催します。

③家族介護継続支援事業

○介護用品支給事業

寝たきりや認知症などでおむつを必要とする在宅の高齢者（要介護認定3～5）を介護している家族に対し、おむつ代の一部を助成します。

【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課	-

【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	6	4	5	5	5	5

○家族介護者交流事業

要介護高齢者を介護する家族の精神的な負担を軽減しリフレッシュが図れるよう、交流事業を行います。今後も、参加者の増加をめざし開催します。

○家族訪問指導

家族の身体的、精神的負担の軽減や一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の安否確認などを目的に家庭訪問を行い、在宅で介護している家族の健康チェックと高齢者の保健栄養指導・口腔介護指導等により、在宅介護を継続できるよう支援します。

【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課	対象者自宅

【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	215	374	300	400	400	400
回数	322	561	450	500	500	500

## ○家族介護慰労見舞金

過去1年間に介護保険給付の実績がない、寝たきり高齢者を介護する家族等に対して、経済的負担の軽減を図ることを目的に見舞金を交付します。

## 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課・住民福祉課	-

## (3) その他の事業

## ①地域自立生活支援事業

## ○低栄養改善・見守り事業

高齢者が地域で自立した生活ができるよう、栄養のバランスのとれた食事を提供し、高齢者の低栄養状態の改善を図るとともに、配達時に安否確認を行うことにより、高齢者の生活の維持及び福祉の増進に努めます。

## 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
社会福祉協議会・健康推進課	対象者宅に配達

## 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	20	20	38	40	40	40

## ○健康相談事業

ふれあい教室やいきいきサロンなど的高齢者が集まる場へ保健師・看護師が出向き、健康管理等について個別相談を行い、高齢者の健康づくりを進め、自立した生活が継続できるよう支援します。

## 【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課	公会堂・地区公民館

## 【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延人数	342	305	400	400	400	400
件数	20	15	20	20	20	20

○心配ごと相談事業

高齢者等の生活上の様々な相談に応じ、安心した生活を送ることができるよう、精神的安定を図り、生きがいつくりにつなげます。

【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
社会福祉協議会	社会福祉協議会

【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	15	5	10	10	10	10
件数	24	24	24	24	24	24

②成年後見制度利用支援事業

認知症等により判断能力が不十分な方で身寄りがないなど、親族等による後見等開始の審判の申し立てができない方について、町長が代わって申し立てを行います。また、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対して、審判の申し立てに係る費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

③保健・福祉事業

○生活管理指導短期宿泊事業

一時的な体力低下などにより在宅で生活できない高齢者を、養護老人ホームの専用室（6床）を利用して短期間入所させ、生活指導や栄養改善を行い在宅生活の継続に結び付けます。

【実施方法】

サービス提供主体	実施場所
健康推進課・住民福祉課	養護老人ホームひさご荘

【実績と数値目標】

	実績		見込み	数値目標		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	3	2	3	3	3	3

## 第6章 介護保険サービス

介護保険事業は、被保険者の保険料負担の上に成立している制度です。川棚町は保険者として持続的な事業運営を図るとともに、公平で質の高いサービスを提供するための取り組みが求められます。

適切な保険料設定のもと、サービスを必要とする人に適切なサービスが提供される体制を確保します。

### 1 居宅（介護予防）サービス等

#### <居宅（介護予防）サービス等>

予防給付	介護給付
①介護予防訪問介護	①訪問介護
②介護予防訪問入浴介護	②訪問入浴介護
③介護予防訪問看護	③訪問看護
④介護予防訪問リハビリテーション	④訪問リハビリテーション
⑤介護予防居宅療養管理指導	⑤居宅療養管理指導
⑥介護予防通所介護	⑥通所介護
⑦介護予防通所リハビリテーション	⑦通所リハビリテーション
⑧介護予防短期入所生活介護	⑧短期入所生活介護
⑨介護予防短期入所療養介護	⑨短期入所療養介護
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	⑩特定施設入居者生活介護
⑪介護予防福祉用具貸与	⑪福祉用具貸与
⑫特定介護予防福祉用具購入	⑫特定福祉用具購入
⑬介護予防住宅改修	⑬住宅改修
⑭介護予防支援	⑭居宅介護支援

①介護予防訪問介護・訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介助や、家事などの日常生活の援助を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人数／年	288	216	108
	回数／年	19,960	25,525	29,016
介護給付	回数／年	636	744	804
	人数／年			

②介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで自宅を訪問して、入浴の介助を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	回数／年	0	0	0
	人数／年	0	0	0
介護給付	回数／年	408	636	859
	人数／年	48	60	72

③介護予防訪問看護・訪問看護

主治医の指示に基づいて看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や手当てを行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	回数／年	156	131	108
	人数／年	24	24	36
介護給付	回数／年	1,567	2,034	2,372
	人数／年	228	300	348

④介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	日数／年	0	0	0
	人数／年	0	0	0
介護給付	日数／年	997	1,225	822
	人数／年	24	24	24

## ⑤介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

通院が困難な人に対し、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが自宅を訪問して、療養上の世話や指導を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人数／年	48	48	48
介護給付	人数／年	420	528	624

## ⑥介護予防通所介護・通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターに通って、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人数／年	528	444	240
介護給付	回数／年	34,590	37,405	40,790
	人数／年	2,916	3,372	3,864

## ⑦介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション（デイケア）

医療施設に通って、食事・入浴の提供や心身機能の維持回復の機能訓練を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人数／年	132	96	72
介護給付	回数／年	6,665	6,984	7,304
	人数／年	720	792	864

## ⑧介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ）

施設などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	日数／年	222	251	367
	人数／年	24	24	36
介護給付	日数／年	4,616	4,786	4,922
	人数／年	516	588	612

⑨介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

医療施設などに短期間入所し、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や看護・機能訓練を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	日数／年	0	0	0
	人数／年	0	0	0
介護給付	日数／年	314	497	738
	人数／年	48	84	108

⑩介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、入浴・排せつ・食事、その他日常生活上の世話や機能訓練を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人数／年	156	192	240
介護給付	人数／年	168	180	192

⑪介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

車いす・特殊寝台・体位変換器・歩行補助つえ・歩行器・徘徊感知器・移動用リフトなど、日常生活の便宜を図るための用具を貸与します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人数／年	312	348	420
介護給付	人数／年	1,656	1,872	1,992

⑫特定介護予防福祉用具購入・特定福祉用具購入

心身の機能が低下した人に、入浴や排せつに用いる用具の購入費（限度額 10 万円）の 9 割分を支給します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人数／年	48	60	60
介護給付	人数／年	96	108	108

## ⑬介護予防住宅改修・住宅改修

手すりの取り付け・段差解消・扉の交換・洋式便器への取り替えなど、小規模な住宅改修をする場合、改修費（限度額 20 万円）の 9 割分を支給します。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人数／年	60	60	72
介護給付	人数／年	120	144	168

## ⑭介護予防支援・居宅介護支援

「介護予防支援」は、要支援者がサービスを利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います（地域包括支援センターで実施）。

「居宅介護支援」は、要介護者がサービス（施設を除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人数／年	1,188	1,116	1,032
介護給付	人数／年	3,888	4,272	4,584

## 2 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、高齢者が要介護（支援）状態となっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするため、日常生活圏域を基本的な枠組みとして、実施サービスを指定することになります。

今後の要介護（支援）認定者数やサービス利用者数の見込みを踏まえながら、介護保険事業計画に沿った基盤整備を行い、適切なサービス供給に努めます。

### <地域密着型サービス>

サービス名	実施予定
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし
夜間対応型訪問介護	なし
介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護	○
介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護	なし
介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護	○
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし
複合型サービス	なし

## ①介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

認知症の人を対象とし、施設に通って、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	回数／年	34	50	67
	人数／年	24	24	24
介護給付	回数／年	350	528	707
	人数／年	120	120	120

## ②介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

安定状態にある認知症高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的雰囲気の中で日常生活の世話や機能訓練などを行います。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
予防給付	人数／年	0	0	0
介護給付	人数／年	756	756	756

## ＜圏域整備の見込み＞

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
圏域（川棚町）	ユニット数	7	7	7
	必要利用定員総数	63	63	63

### 3 施設サービス

施設サービスについては、県と連携して、介護保険事業（支援）計画に沿った適切な基盤整備に努めるとともに、個室・ユニットケア化を進めるなど、多様な住まいの普及に引き続き取り組みます。

<施設サービス>

- ①介護老人福祉施設
- ②介護老人保健施設
- ③介護療養型医療施設

#### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護が必要で、自宅での介護が難しい人が入所し、食事・入浴・排せつなどの介助、機能訓練、健康管理などを行う施設サービスです。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護給付	人数／年	888	888	888

#### ②介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定しており、看護や介護に重点を置いたケアが必要な人が入所し、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、日常生活の介助などを行う施設サービスです。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護給付	人数／年	612	612	612

#### ③介護療養型医療施設（療養病床等）

急性期の治療が終わって、長期の療養が必要な人が入所し、医療、療養上の管理、看護などを行う施設サービスです。平成 23 年度末に廃止が予定されていましたが、廃止猶予の期間が平成 29 年度末に延長されたため、再度見込みを計上しています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護給付	人数／年	48	48	48

## 第7章 介護保険事業にかかる費用と保険料

### 1 事業費算出の流れ

介護保険事業費及び第1号被保険者介護保険料は、計画期間（平成27～29年度）における第1号被保険者数及び要介護（支援）認定者数の見込み、さらに、介護保険サービス及び地域支援事業にかかる費用見込み等をもとに算定します。

#### （1）財源

介護保険制度における総事業費の財源構成は、原則として50%を被保険者の保険料、残りの50%を公費としています。また、被保険者の保険料のうち、22%を第1号被保険者、28%を第2号被保険者がまかなうこととなります。

#### （2）算出の方法

##### 【事業費の見込み】

- ① 介護保険給付費
- + ② 特定入所者介護サービス費
- + ③ 地域支援事業費
- + ④ 高額介護サービス費等、その他

---

以上合計の22% = ⑤ 第1号被保険者負担相当額

##### 【市町村ごとに異なる係数】

- ⑤ 第1号被保険者負担相当額
- + ⑥ 調整交付金相当額
- ⑦ 調整交付金見込額
- + ⑧ 財政安定化基金償還金
- ⑨ 準備基金取崩額
- ⑩ 財政安定化基金取崩による交付額

---

⑪ 保険料収納必要額

##### 【第1号被保険者の保険料額の計算】

- ⑪ 保険料収納必要額
- ÷ ⑫ 予定保険料収納率
- ÷ ⑬ 所得段階別加入割合補正後被保険者数

---

⑭ 「保険料の基準額」（年額）

## 2 事業費の見込み

### (1) 介護給付費

単位：円

介護給付	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>居宅サービス</b>			
訪問介護	48,984,000	62,734,000	71,078,000
訪問入浴介護	4,372,000	6,679,000	8,973,000
訪問看護	5,383,000	6,626,000	7,696,000
訪問リハビリテーション	2,405,000	2,947,000	2,112,000
居宅療養管理指導	4,071,000	5,156,000	5,957,000
通所介護	267,585,000	292,394,000	318,910,000
通所リハビリテーション	55,719,000	58,825,000	61,493,000
短期入所生活介護	33,056,000	34,077,000	35,081,000
短期入所療養介護	1,708,000	2,618,000	4,125,000
特定施設入居者生活介護	30,050,000	32,911,000	35,165,000
福祉用具貸与	18,553,000	21,522,000	23,003,000
特定福祉用具購入	2,719,000	2,551,000	2,264,000
<b>地域密着型サービス</b>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	1,675,000	2,517,000	3,369,000
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	189,885,000	189,518,000	189,518,000
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
複合型サービス	0	0	0
住宅改修	5,128,000	5,834,000	6,298,000
居宅介護支援	49,048,000	54,282,000	58,198,000
<b>施設サービス</b>			
介護老人福祉施設	214,853,000	214,432,000	214,432,000
介護老人保健施設	162,461,000	162,143,000	162,143,000
介護療養型医療施設	13,861,000	13,834,000	13,834,000
療養病床（医療保険適用）からの転換分	0	0	0
<b>介護給付費計（A）</b>	<b>1,111,516,000</b>	<b>1,171,600,000</b>	<b>1,223,649,000</b>

※端数処理の関係で計が一致しない場合があります。

## (2) 予防給付費

単位：円

予防給付	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
<b>居宅サービス</b>			
介護予防訪問介護	4,146,000	3,097,000	1,653,000
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	694,000	573,000	484,000
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	98,000	98,000	98,000
介護予防通所介護	17,631,000	14,333,000	7,579,000
介護予防通所リハビリテーション	4,913,000	3,681,000	2,728,000
介護予防短期入所生活介護	564,000	637,000	934,000
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	2,827,000	3,386,000	3,950,000
介護予防福祉用具貸与	1,511,000	1,675,000	2,056,000
特定介護予防福祉用具購入	566,000	577,000	611,000
<b>地域密着型サービス</b>			
介護予防認知症対応型通所介護	303,000	453,000	604,000
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
住宅改修	3,641,000	3,786,000	4,552,000
介護予防支援	5,031,000	4,682,000	4,338,000
<b>予防給付費計 (B)</b>	<b>41,925,000</b>	<b>36,978,000</b>	<b>29,587,000</b>

※端数処理の関係で計が一致しない場合があります。

**(3) 標準給付費**

単位：円

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護給付 (A)	1,111,516,000	1,171,600,000	1,223,649,000
予防給付費 (B)	41,925,000	36,978,000	29,587,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額 (C)	3,675,945	5,895,684	6,203,495
総給付費 (D) = (A) + (B) - (C)	1,149,765,055	1,202,682,316	1,247,032,505
特定入所者介護サービス費等給付額 (E)	35,863,784	33,013,256	32,622,046
高額介護サービス費等給付額 (F)	20,000,000	20,000,000	20,000,000
高額医療合算介護サービス費等給付額 (G)	5,000,000	5,000,000	5,000,000
保険給付費 (H) = (D) + (E) + (F) + (G)	1,210,628,839	1,260,695,572	1,304,654,551
算定対象審査支払手数料 (I)	1,425,000	1,425,000	1,425,000
標準給付費 = (H) + (I)	1,212,053,839	1,262,120,572	1,306,079,551

※端数処理の関係で計が一致しない場合があります。

**(4) 地域支援事業費**

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域支援事業費	33,000,000	35,000,000	48,000,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	12,000,000	13,000,000	25,000,000
包括的支援事業・任意事業費	21,000,000	22,000,000	23,000,000
保険給付費見込額 (G) に対する割合	2.73%	2.78%	3.68%

### 3 所得段階別加入者数

介護保険料の所得段階については、被保険者の負担能力に応じた、細かい段階の設定が可能です。

このため、川棚町では、以下のように所得段階別の保険料を設定します。これにより、低所得や制度改正に伴う被保険者への保険料負担軽減を図ります。

#### <所得段階別所得段階別加入者数>

単位：人

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		基準額に 対する割合
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	
第 1 段階	627 人	(14.7%)	631 人	(14.7%)	635 人	(14.7%)	0.45
第 2 段階	365 人	(8.6%)	367 人	(8.6%)	370 人	(8.6%)	0.75
第 3 段階	397 人	(9.3%)	399 人	(9.3%)	402 人	(9.3%)	0.75
第 4 段階	603 人	(14.2%)	606 人	(14.2%)	610 人	(14.2%)	0.9
第 5 段階	832 人	(19.6%)	837 人	(19.6%)	843 人	(19.6%)	1.0
第 6 段階	625 人	(14.7%)	629 人	(14.7%)	633 人	(14.7%)	1.2
第 7 段階	446 人	(10.5%)	449 人	(10.5%)	451 人	(10.5%)	1.3
第 8 段階	201 人	(4.7%)	211 人	(4.9%)	212 人	(4.9%)	1.5
第 9 段階	158 人	(3.7%)	151 人	(3.5%)	152 人	(3.5%)	1.7
計	4,254 人	(100.0%)	4,280 人	(100.0%)	4,308 人	(100.0%)	

## 4 第1号被保険者介護保険料基準額

標準給付費見込額	3,780,253,962 円
	+
地域支援事業費	116,000,000 円
	=
介護保険事業費見込額	3,896,253,962 円
	×
第1号被保険者負担割合	22%
	=
第1号被保険者負担分相当額	857,175,872 円
	+
調整交付金相当額	190,262,698 円
	-
調整交付金見込額	237,691,000 円
	+
財政安定化基金拠出金見込額	0 円
	+
財政安定化基金償還金	0 円
	-
準備基金取崩額	50,000,000 円
	-
財政安定化基金取崩による交付額	0 円
	+
市町村特別給付費等	0 円
	=
保険料収納必要額	759,747,570 円
	÷
予定保険料収納率	97.00%
	÷
所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数（3年間）	12,252 人
	=
年額保険料	63,928 円
	÷
月額に変換	12 か月
	÷
<b>月額保険料（基準額）</b>	<b>5,300 円</b>
【参考】準備基金取崩額の影響額	351 円
【参考】財政安定化基金取崩による交付額の影響額	0 円

本町の第6期（平成27年～29年度）における第1号被保険者保険料基準額は、以下のようになります。

<第6期保険料額>

	平成27年度～平成29年度	
	月額	年額
基準額	5,300円	63,600円

<所得段階別月額保険料>

所得段階	対象者	保険料基準額 に対する割合	月額 保険料
第1段階	生活保護被保護者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者等および本人年金収入等80万円以下等	基準額×0.45	2,385円
第2段階	世帯全員が非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.75	3,975円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入120万円超等	基準額×0.75	3,975円
第4段階	本人が非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.9	4,770円
第5段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）	基準額	5,300円
第6段階	市町村民税課税かつ基準所得金額120万円未満	基準額×1.2	6,360円
第7段階	市町村民税課税かつ基準所得金額120万円以上190万円未満	基準額×1.3	6,890円
第8段階	市町村民税課税かつ基準所得金額190万円以上290万円未満	基準額×1.5	7,950円
第9段階	市町村民税課税かつ基準所得金額290万円以上	基準額×1.7	9,010円

## 第8章 計画の進行管理等

### 1 計画の進行管理

本計画の進行状況を管理するために、介護保険事業ならびに高齢者福祉施策の各事業について、毎年の実行状況を把握・整理し、計画の進行状況の点検や評価を行います。

また、次年度以降の計画推進及び施策内容の改善につなげるために、課題の抽出や重点的に取り組む事項などの検討を行い、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

### 2 サービスの質の向上と適正化

#### (1) 適切なサービス提供体制の確保

介護保険事業を円滑に実施していくためには、介護保険サービスの提供体制を充実させるとともに、利用者とサービス提供事業者を結ぶ役割を持つ居宅介護支援事業者の質の向上を図ることが必要です。

このため、事業者への情報提供を行うとともに、不必要な給付の防止、良質かつ効率的なサービスが提供されるよう、地域包括支援センターを中心として指導・助言体制の強化を図ります。

#### (2) 介護（予防）給付の適正化の推進

介護サービス事業者の質の向上を図るとともに、保険給付の無駄を削減し、介護サービス利用者にとって真に必要なサービスが適切に提供されるように、介護給付適正化事業（①要介護認定の適正化、②ケアマネジメント等の適正化、③介護報酬請求の適正化）の実施・充実に取り組めます。

また、利用者からの苦情への対応や適切な契約締結の推進などに積極的に取り組めます。事業者に対しては、介護サービスは公的サービスであるとの認識を深め、契約締結の際に必要な内容の記載を指導するなど、トラブルの防止に努めます。

#### (3) 要介護認定の適正化

要介護認定については、保健・医療・福祉関係者から構成する介護認定審査会を東彼杵郡3町で共同運営しています。

今後も引き続き、審査会の円滑な運営に努めます。また、調査従事者の人材確保に努めるとともに、調査員一人ひとりが偏りのない判断が行えるよう研修・指導を実施するなど、要介護認定の適正化を図るための体制整備を図ります。

#### (4) 介護支援専門員の資質向上

ケアマネジャー（介護支援専門員）の資質向上により、居宅サービス等の質の向上を図るために、町内のサービス事業所に勤務する介護支援専門員が業務を行う上で必要な情報の伝達や共有、研修等の機会を充実し、専門性を深めます。また、県の養成講座等への参加の呼びかけを行うとともに、養成課程を利用した研修などを実施し、資質の向上を図ります。

#### (5) 相談・苦情処理の体制づくり

利用者がより円滑に、充実したサービスを利用することができるよう、要介護認定からサービスの内容に関することまで、様々な相談に対応できる体制が必要となります。このため、住民が気軽に相談できる身近な相談窓口づくりに努めます。

また、介護保険相談窓口だけでなく、町内の関係団体・サービス事業者・福祉従事者・民生委員などからの意見収集に努め、「苦情がサービスの質を向上させる」との認識に立って取り組みます。

## 資料編

## 介護保険運営協議会 委員名簿

区 分	団 体 等	氏 名	備 考
医師代表	郡医師会川棚地区	本 川 正 和	副会長
	大村東彼地区歯科医師会川棚地区	中 尾 謙二郎	
介護保険施設の代表	特別養護老人ホーム くじゃくの家	浦 喜 雄	
関係団体の代表	町社会福祉協議会	宮 本 忠	
	町民生児童委員協議会	中 島 正 人	H26. 12. 17 まで
富 永 陽 子		H26. 12. 18 から	
保険者代表	副町長	山 口 誠 実	会長
被保険者代表	町総代会	中 山 俊 輔	
	町老人クラブ連合会	荻 野 行 宣	
	町婦人会	森 孝 子	
	町母子愛育班連合会	中 原 サダ子	
	町食生活改善推進協議会	馬 場 洋 子	

## 用語解説

	用語	解説	計画書
あ 行	新しい介護予防・日常生活支援総合事業	要支援者の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護、市町村が実施する地域支援事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限生かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等による多様なサービスを総合的に提供可能な仕組みとして、平成27年4月1日に施行される改正介護保険法の中に位置づけられたもの。 (法改正に伴い、下記「介護予防・日常生活支援総合事業」の内容を充実・強化したもの。)	P25
か 行	介護予防・日常生活支援総合事業	市町村の判断により、要支援者・介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度で、今回の介護保険制度の改正で導入が予定されている。地域包括支援センターが、利用者の状態像や意向に応じて、予防給付で対応するのか、新たな総合サービスを利用するのかを判断し、利用者の状態像にあわせ、見守り・配食等も含めて、生活を支えるための総合的で多様なサービスを提供することが可能になるとされている。	P1 P2 P51 P63
	協議体	市町村が主体となり、生活支援コーディネーターと生活支援等の提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。	P35
	ケアプラン	ケアマネジメントの過程において、アセスメント(課題分析)により利用者のニーズを把握し、必要なサービスを検討して作成する介護サービス計画。	P26 P44
	ケアマネジャー (介護支援専門員)	要介護者等からの相談に応じて、適切な介護保険サービスを受けられるよう事業者等との連絡調整を行い、ケアプラン(介護サービス計画)を作成する専門的な知識・技術を有する専門職。	P2 P34 P51 P63
	高額介護サービス費	所得が一定以下の介護サービス利用者に対して、サービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときに、超過分を保険給付から支給する制度。	P41
さ 行	作業療法士(OT)	理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持ち、医師の指示により、身体または精神に障害のある人に対して、手芸、工作、歌、ダンス、ゲームなどの作業療法によってリハビリテーションを行う専門技術者。	P35

	用語	解説	計画書
さ 行	生活支援コーディネーター	生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う。	P35
	成年後見制度	財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害にあったりするおそれのある、病気や障害のため判断能力が著しく低下した人を保護・支援する制度。選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行などを行う。	P16 P33 P39
た 行	地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるためのもの。	P16 P32 P34
	地域密着型サービス	認知症などで介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、日常生活圏域の中で提供される多様で柔軟な介護サービス。市町村が事業者指定の権限をもち、原則としてその市町村の住民のみが利用できる。	P2 P11 P17 P45 P49 P50 P61 P62
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	第5期介護計画で新設された地域密着型サービスで、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。	P2 P45 P49 P61
な 行	二次予防事業対象者	要介護認定は受けていないものの、心身の機能が低下しており、生活上の介助や生活指導など介護予防上の支援が必要だと認められる虚弱高齢者のこと。平成22年の制度改正により、特定高齢者から名称が変更された。	P16 P27
	認知症ケアパス	認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか、知るためのもの。	P35
	認知症サポーター	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人。	P35

	用語	解説	計画書
な 行	認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね 6 か月）に行い、自立生活のサポートを行う。	P35
	認知症地域支援推進員	認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や 事業の企画調整等を行う。	P35
は 行	バリアフリー	「障壁がないこと」を指す。障害のある人、高齢者などの行動を阻害するような都市、環境、建築等の物理的なバリア、さらに人間の心理的なバリア、そして社会的制度におけるバリアなど、すべての障壁を取り除こうという考え方。	P22
	複合型サービス	第5期介護計画で新設された地域密着型サービスで、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型のサービス。これにより、利用者は、ニーズに応じて柔軟に、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けられるようになる。	P3 P46
や 行	要介護者	①要介護状態にある 65 歳以上の人。 ②要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の人で、その原因である身体上や精神上的の障害が特定疾病によって生じた人。	P1 P44
	要支援者	①要介護状態となるおそれがある状態にある 65 歳以上の人。 ②要介護状態となるおそれがある状態にある 40 歳以上 65 歳未満の人で、その原因である身体上や精神上的の障害が特定疾病によって生じた人。	P2 P22 P25 P26 P44
ら 行	理学療法士（PT）	理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持ち、身体機能の回復を電気刺激、マッサージ、温熱その他理学的な手段で行う専門技術者。	P27 P34 P41

## 中・長期計画

### (1) 事業量の見込み

#### ①介護給付費

単位：円

介護給付	平成 32 年度	平成 37 年度
<b>居宅サービス</b>		
訪問介護	91,981,000	137,252,000
訪問入浴介護	12,332,000	21,500,000
訪問看護	8,012,000	13,456,000
訪問リハビリテーション	3,124,000	4,745,000
居宅療養管理指導	6,757,000	8,292,000
通所介護	293,758,000	253,159,000
通所リハビリテーション	64,192,000	66,565,000
短期入所生活介護	37,158,000	42,834,000
短期入所療養介護	7,244,000	7,520,000
特定施設入居者生活介護	30,778,000	30,778,000
福祉用具貸与	26,028,000	28,906,000
特定福祉用具購入	2,432,000	2,547,000
<b>地域密着型サービス</b>		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0
地域密着型通所介護（仮称）	0	0
認知症対応型通所介護	5,902,000	10,120,000
小規模多機能型居宅介護	0	0
認知症対応型共同生活介護	216,374,000	216,374,000
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0
住宅改修	6,423,000	7,497,000
居宅介護支援	63,467,000	69,816,000
<b>施設サービス</b>		
介護老人福祉施設	234,714,000	252,418,000
介護老人保健施設	174,570,000	191,336,000
介護療養型医療施設	13,834,000	13,834,000
<b>介護給付費計</b>	<b>1,299,080,000</b>	<b>1,378,949,000</b>

## ②予防給付費

単位：円

予防給付	平成 32 年度	平成 37 年度
<b>居宅サービス</b>		
介護予防訪問介護		
介護予防訪問入浴介護	0	0
介護予防訪問看護	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	0	0
介護予防居宅療養管理指導	98,000	98,000
介護予防通所介護		
介護予防通所リハビリテーション	2,728,000	2,728,000
介護予防短期入所生活介護	1,385,000	2,166,000
介護予防短期入所療養介護	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	3,950,000	4,515,000
介護予防福祉用具貸与	2,551,000	2,776,000
特定介護予防福祉用具購入	657,000	663,000
<b>地域密着型サービス</b>		
介護予防認知症対応型通所介護	1,057,000	1,813,000
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0
住宅改修	6,356,000	7,777,000
介護予防支援	5,287,000	5,611,000
<b>予防給付費計</b>	<b>24,069,000</b>	<b>28,147,000</b>

## ③標準給付費

単位：円

区 分	平成 32 年度	平成 37 年度
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）（A）	1,316,731,070	1,400,284,501
特定入所者介護サービス費等給付額（B）	28,544,290	28,544,290
高額介護サービス費等給付額（C）	6,455,710	6,455,710
高額医療合算介護サービス費等給付額（D）	6,000,000	6,000,000
保険給付費（E）＝（A）＋（B）＋（C）＋（D）	1,357,731,070	1,441,284,501
算定対象審査支払手数料（F）	1,425,000	1,425,000
標準給付費 ＝（E）＋（F）	1,359,156,070	1,442,709,501

## ④地域支援事業費

単位：円

	平成 32 年度	平成 37 年度
地域支援事業費	51,000,000	57,000,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	30,000,000	35,000,000
包括的支援事業・任意事業費	21,000,000	22,000,000
保険給付費見込額（E）に対する割合	3.76%	3.95%

## ③介護保険料（基準額）

	平成 32 年度	平成 37 年度
基準額（月額）	6,463 円	7,166 円

※第6期介護保険事業計画ワークシートを用いた推計です。3年ごとに見直しを行います。



2015 年 第 6 期川棚町  
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

---

発行年月 平成 27 年 3 月

発行 長崎県 川棚町

編集 川棚町 健康推進課

〒859-3692 長崎県東彼杵郡川棚町中組郷 1518-1

TEL 0956-82-3131

FAX 0956-82-3134